

大阪局、資産税エリア一体運営の状況

調査担当チーフ、相互併任で 追徴税額・重加賦課割合が向上

本特集では、大阪国税局が実施している資産税エリア一体運営にスポットを当てる。同局は、管内税務署の資産税職員の減少により、深度ある実地調査の実施と若手職員の指導育成機能が限界に達していることを踏まえ、令和7事務年度から一部のエリア一体運営中心署・対象署間に「相互併任措置」を講じた。また、全てのエリア一体運営中心署（19署）及び一体運営非実施署（複数部門制署14署）に調査事務の核となる「調査担当チーフ」を設置している。これらの取組により令和7事務年度（令和8年3月末時点）の統括官部門における相続税実地調査では、1件当たり追徴税額、重加賦課割合が向上した。なお、大阪局は、令和8事務年度においても相互併任措置、調査担当チーフの設置を継続している。

エリア一体運営見直し、R8事務は無配置署が43署に

国税当局は、限られた事務量を調査必要度の高い事案に的確に投下することを目的として、近隣の税務署間でエリア一体運営を実施している。

大阪局は、令和7事務年度において資産税エリア一体運営を19エリア（中心署：大津、草津、上京、下京、右京、福知山、城東、東淀川、北、南、東住吉、堺、神戸、姫路、加古川、奈良、葛城、和歌山、田辺）で実施し、

一体運営非実施署は14署となっていた。

令和8事務年度は、全署センター化による定員移管に伴い資産課税部門の職員が減少するため、センター化済みの署を含めたエリア一体運営の見直しを行っている。

具体的には、一体運営実施エリアを20エリア、非実施署を9署とする。また、資産税職員の無配置署を前年の26署から43署に増加させる（図表1参照）。

【図表1】 資産税エリア一体運営実施署

	令7	令8	
中心署	19署	20署	増：枚方、明石、尼崎／減：草津、加古川
対象署	50署	54署	増：草津、門真、伊丹、加古川
無配置	26署	43署	増：彦根、長浜、近江八幡、水口、左京、中京、東山、伏見、天王寺、生野、旭、阿倍野、洲本、豊岡、社、桜井、粉河
合計	69署	74署	
エリア非実施	14署	9署	非実施9署：宇治、吹田、豊能、茨木、八尾、富田林、東大阪、西宮、芦屋